販売用資料
2020年9月

当ファンドは、
特化型運用を行います。

カレラインフラ・ファンド

追加型投信／国内／資産複合



お申込みにあたっては、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは

安藤証券

安藤証券株式会社
金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号
加入協会／日本証券業協会

■設定・運用は

カレラアセットマネジメント株式会社

カレラアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2636号
加入協会／一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの特色

1. 主として、カレラインフラ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、実質的に日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)しているインフラ投資信託証券および不動産投資信託証券等の投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)、企業の株式、価額または株価に連動する効果を有する有価証券等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

3. 相対的に安定した配当等収益が期待できる上場投資信託証券を重視した銘柄選定を行います。また、上場投資信託証券および株式の銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを勘案して厳選し、配当等収益性、信用度、流動性などを考慮してポートフォリオを構築します。

4. 上場投資信託証券および株式への実質投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した場合には、現金割合等の引上げおよび有価証券先物取引等により、実質的な上場投資信託証券および株式への投資割合を引下げることがあります。

5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

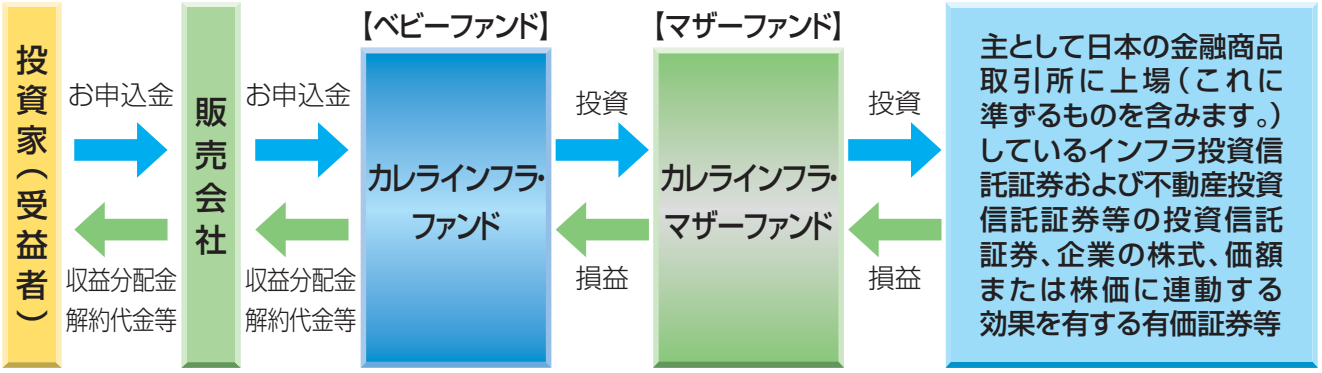
当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

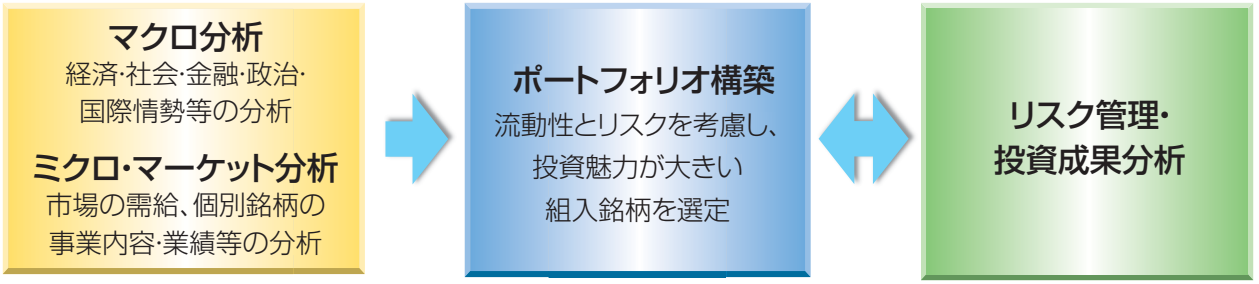
※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが実質的に主要投資対象とする上場投資信託証券および株式等には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

【ファンドの仕組み】

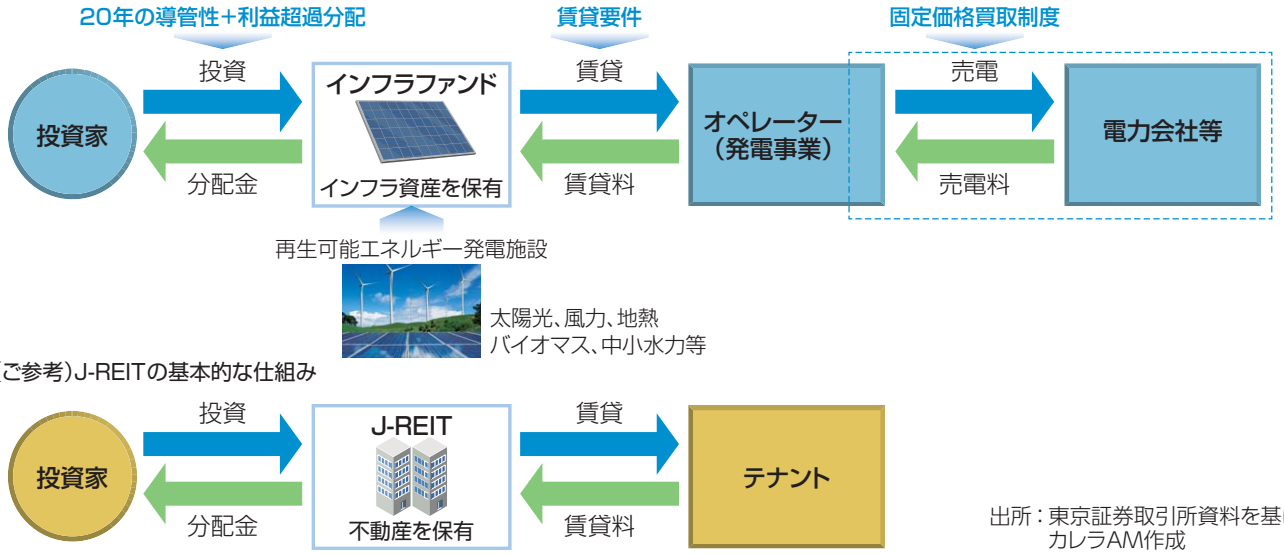


【運用プロセス】



インフラファンド※の仕組み

※インフラファンドとは、インフラ投資信託証券のことをいいます。以下同じです。



(ご参考)J-REITの基本的な仕組み

出所：東京証券取引所資料を基にカレラAM作成

導管性確保(法人税回避)のためオペレーターに賃貸し賃借料を収受する形態になっており、Jリートと異なります

インフラファンドの対象

対象となるインフラ

(当該資産を対象とするコンセッションを含む)

エネルギー関連	運輸関連	その他
再エネ発電設備	空港	上下水道
電気工作物(発電所)	道路	電気通信設備
ガス工作物	鉄道	無線設備
石油・ガスパイプライン	港湾設備	
	エネルギー船	

出所：東京証券取引所資料を基にカレラAM作成

- 太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備(再エネ発電設備)や空港、それに鉄道や道路といった幅広い資産をインフラ資産として定義付け(コンセッションを含む)られています。
- 新規に建設する資産ではなく、すでに完成・稼働し継続安定的な収益が見込めるもの(原則、稼働後1年以上が経過し、安定的な収益創出が行われているもの)が対象となります。
- 現状では、上場インフラファンドに組入れられるのは、投資家が2重課税を回避できる(導管性要件を満たす)再エネ発電設備に限定されています。

税務上の導管性要件(法人税回避=Jリートと同様の扱い)になるのは、現状では、再生可能エネルギー発電設備に限定され、期間は20年間となっています

なぜ上場インフラファンドか

①現状では、国内債券より高く、安定した分配金利回り

FIT制度※に基づく長期的な固定価格による売電制度があります。

※FIT制度とは火力発電などよりも、価格競争力の低い再生可能エネルギーを導入拡大するため、政府は再生可能エネルギー発電事業の投資計画(採算が確保できる)を立てやすいFIT制度(20年間の固定価格買取制度)を2012年に設立しました。ただし、コストが消費者に転嫁されており、国民負担の削減のためにFIT価格の低減が進められています。

②環境に配慮した投資

CO^2を排出しない太陽光発電所中心の事業構成で、ESG※投資の流れに沿った投資です。

※ESGとはEnvironment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字を取ったものです。

③指数の算定(2020年4月27日開始)と新規上場促進(第2のJリートへの期待)

④現在の投資口価格は、FITが終了し売電価格が急低下するリスクを勘案した利回り水準となっていますが、FITが終了した後もRE100(後述)などの盛り上がりで、売電価格がそれほど急低下しないのではないかと予想されつつあり、評価が一変する可能性があります。

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

インフラファンドの分配金利回りが魅力的な理由
（=リスクが高いとされている理由）

①FIT終了後（20年間のFIT期間終了後）による売電価格の大幅低下懸念

- **日本における再生可能エネルギー発電所立地の制約**
 原子力発電所廃炉分を埋め合わせる手段（火力発電所新設も問題視される）がなく、供給が逼迫する可能性があります。
- **RE100等による再生可能エネルギー需要の長期的拡大**
 既に、再生可能エネルギーによる特別な市場が形成されはじめています。
 メガソーラーを買い集める企業・投資家が存在しています。
 （**保有するメガソーラーは外部に売却すれば利益を獲得できます。**）

→ FIT終了後も十分に利益が確保されると予想。
分配金利回りが低下すると、価格が上昇する期待。

②自然災害への脆弱性懸念

メガソーラーの設備は簡単な造作で修理は容易です。
利益総合保険への加入しています。
スポンサー等によるP50（平均発電量）レベルでの収益安定化を施策しています。
2019年の台風災害（千葉）の損害は軽微（フェンスの修理程度）でした。

③金融情勢変化への懸念

スワップを用い、ローン（期間10年）金利の上昇に対してヘッジしています。
減価償却費からローン残高が漸減していく仕組みとなっています。

RE100とは

- **RE100は「Renewable Energy 100%」の頭文字で、温室効果排出量削減・脱炭素化を目指す国際イニシアチブ。**
 加盟企業は使用電力を100%再生可能エネルギーにする事を目標として取り組む。
- **全世界で242社（うち日本35社：青字企業は直近1年以内に加盟）の企業が参加（2020年7月8日現在）**

日本の参加企業

業種	企業名
製造業	リコー、ソニー、富士通、コニカミノルタ、エンビプロ・ホールディングス、富士フィルムホールディングス、パナソニック、フジクラ、LIXIL、小野薬品
小売	イオン、丸井グループ、生活協同組合コープさっぽろ、高島屋
金融	芙蓉総合リース、城南信用金庫、アセットマネジメントOne、第一生命保険
建設・不動産	積水ハウス、大和ハウス工業、大東建託、戸田建設、東急不動産、旭化成ホームズ、住友林業、三井不動産、三菱地所、安藤・間、ヒューリック
ロジスティクス	アスクル
その他	ワタミ、野村総合研究所、日本ユニシス、楽天、東急

出所：RE100ホームページからカレラAM作成

インフラファンド上場銘柄一覧

	コード	資産運用会社	スポンサー（AM会社への出資比率）	投資方針	現在の資産規模（取得価格ベース、全て太陽光）	現在の時価総額（投資口価格）	決算期	分配金予想（利益超過分配金込）	予想分配金利回り
タカラレーベン・インフラ投資法人	9281	タカラアセットマネジメント	タカラレーベン（100%）	太陽光：90%以上 その他再エネ：10%以下	32物件、425.7億円（パネル出力：106.7MW）	219.4億円（112,900円）	5月/11月	2020年11月期 3,308円 2021年5月期 3,496円	6.03%
いちごグリーンインフラ投資法人	9282	いちご投資顧問	いちご（100%）	再生可能エネルギー特化型（当初は太陽光中心）	15物件、114.9億円（パネル出力：29.4MW）	58.1億円（57,300円） ※2018年1月1日付で投資口の2分割を実施	6月（12カ月決算）	2021年6月期 3,820円 2022年6月期 3,945円	6.67%
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人	9283	アールジェイ・インベストメント	リニューアブル・ジャパン（66.7%） 東急不動産（33.3%）	太陽光：90%以上 その他再エネ：10%以下	46物件、348.0億円（パネル出力：88.6MW）	159.5億円（102,300円）	1月/7月	2020年7月期 3,200円 2021年1月期 3,200円	6.26%
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人	9284	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント	カナディアン・ソーラー・プロジェクト（100%）	太陽光：90%以上 その他再エネ：10%以下	21物件、488.5億円（パネル出力：119.7MW）	264.0億円（114,100円）	6月/12月	2020年12月期 3,700円 2021年6月期 3,700円	6.49%
東京インフラ・エネルギー投資法人	9285	東京インフラアセットマネジメント	東京インフラHD（94.4%） あいおいニッセイ同和損害保険（4.3%） NECネッツエスアイ（1.3%）	再エネ発電設備関連資産への重点投資	5物件、85.2億円（パネル出力：20.1MW）	46.2億円（100,800円）	6月/12月	2020年12月期 2,898円 2021年6月期 3,425円	6.27%
エネクス・インフラ投資法人	9286	エネクス・アセットマネジメント	伊藤忠エネクス（50.1%） 三井住友信託銀行（22.5%） マーキュリアインベストメント（22.5%） マイオーラー・アセットマネジメント（4.9%）	太陽光：50%以上 その他再エネ：50%以下	6物件、185.1億円（パネル出力：40.3MW）	86.8億円（94,500円）	11月（12カ月決算）	2020年11月期 6,000円	6.35%
ジャパン・インフラファンド投資法人	9287	ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ	丸紅（90%） みずほ銀行（5%） みずほ信託銀行（5%）	当面は太陽光発電設備に重点投資	—	69.4億円（94,700円）	5月/11月	2020年11月期 2,927円 2021年5月期 2,895円 2021年11月期 2,912円	6.15%

注：2020年6月末時点（コード順）　出所：FactSet、各社IR資料からカレラAM作成

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

分配方針

年6回(原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。初回決算日は2020年11月20日になります。また、収益の分配は、第3期決算日(2021年3月22日)から行う予定です。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

<分配のイメージ図>



※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

分配の目標水準・特色

奇数月の決算時(各20日:休業日の場合は翌営業日)に、初回分配日(第3期決算日:2021年3月22日予定)から当面の間は、1万口当たり70円(課税前)を分配することを目指します。

- 奇数月の決算時において、計算期間中に発生した投資収益にかかわらず、分配の目標水準に応じて分配することを目指します。従って投資収益が分配の目標水準に満たなかったとき等には分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払戻しに相当する場合があります。そのため投資元本は分配毎に減少する可能性があります。
- 初回の決算日は2020年11月20日に行います。初回分配は第3期決算日(2021年3月22日)に行うことを目指します。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。
- 上記の分配の目標水準は、当面の間は維持するように努めますが、今後見直しする場合があります。分配の目標水準の見直しに際しては、当ファンドの基準価額のほか、市況動向や経済動向などを勘案し、新しい分配の目標水準を決定します。
- 奇数月の分配の目標水準は、当ファンドの収益率や利回りを保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。



収益分配金に関する留意事項

● 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

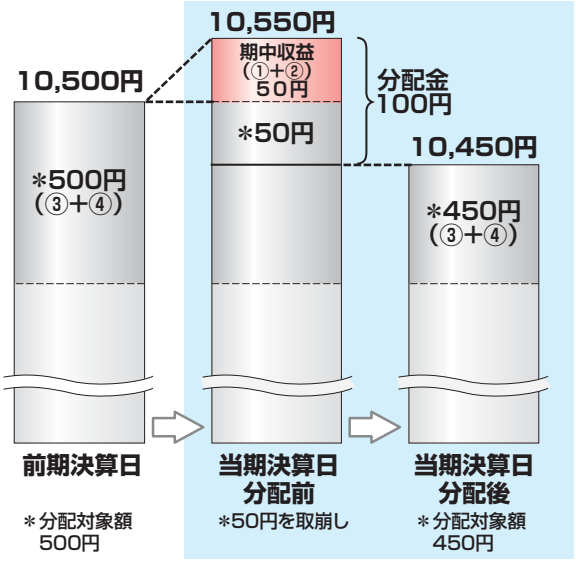
投資信託で分配金が支払われるイメージ



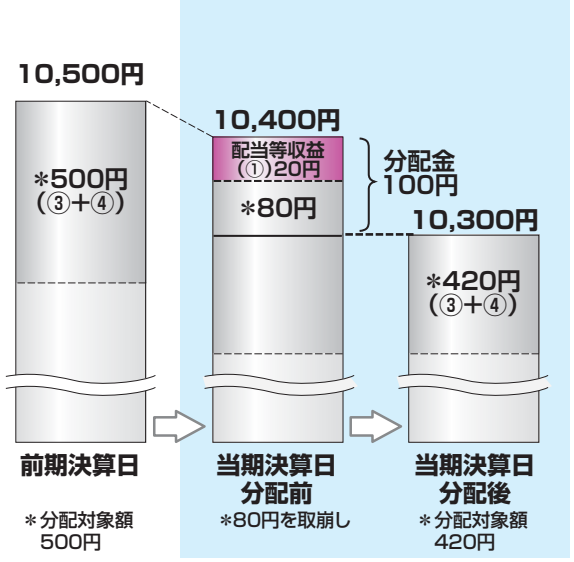
● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

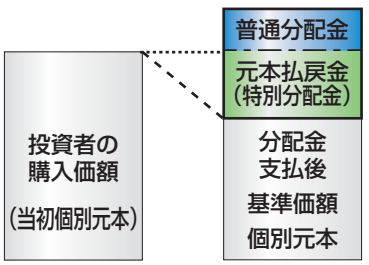


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

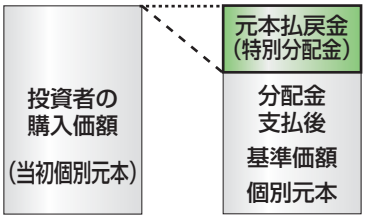
● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ファンドのリスク

当ファンドは、カレラインフラ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)しているインフラ投資信託証券および不動産投資信託証券等の投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)、企業の株式、価額または株価に連動する効果を有する有価証券など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。**したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。**

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。
ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

①投資信託証券の価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券に投資しますので、当ファンドの基準価額は、投資信託証券の価格変動の影響を受けます。投資信託証券の価格は、金利情勢、経済情勢、再生可能エネルギー発電設備及び不動産の取引市況、固定価格買取制度等の再生可能エネルギーや投資法人に係る諸法制度の変更その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。投資法人又は資産運用会社に対して監督官庁による行政処分の勧告や行政処分が行われた場合にも、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②株式の価格変動リスク

当ファンドは、日本の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③信用リスク

投資信託証券または株式等を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該投資信託証券または当該企業の株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

④流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に投資信託証券または株式等を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該投資信託証券等または当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

⑥予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

※その他の留意点

- **当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。**
- 当ファンドは、受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 委託会社は、別に定める運用の基本方針等の観点から投資家にとって不利益になるおそれがあると委託会社が判断したとき、または、信託財産の規模が委託会社が資金動向や市場動向に基づきその都度決定する運用適正額を超えて増加することにより、別に定める運用の基本方針等に従った運用ができなくなるおそれがあると委託会社が判断したときは、受益権の取得申込みの受付けの全部または一部を停止することがあります。
 受益権の取得申込みの受付けの全部または一部を停止している間は、投資家の皆様は当ファンドを購入することができなくなります。なお、換金申込みの受付けについては従来通り継続されます。

当ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ

●信託設定日　2020年9月29日
●信託期間　2030年9月20日まで
●購入の申込期間　当初申込期間：2020年９月７日から2020年９月28日まで
継続申込期間：2020年９月29日から2021年12月20日まで
ただし、継続申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
●購入単位　最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
●購入価額　当初申込期間：1口当たり1円
継続申込期間：購入申込受付日の基準価額
●換金単位　最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
●換金価額　換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
●換金代金　原則として、換金申込受付日から起算して４営業日目からお支払いします。
●申込締切時間　原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
●決算日　年6回(原則として、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)
※初回の決算日は2020年11月20日とします。
●収益分配　毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
また、収益の分配は、第３期決算日(2021年３月22日)から行う予定です。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。
※詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

ファンドの費用

■購入時に直接ご負担いただく費用

●購入時手数料：原則として、申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に対して上限3.30％(税抜3.00％)とします。

■換金時に直接ご負担いただく費用

●換金時手数料：かかりません。
●信託財産留保額：換金申込受付日の基準価額に0.3％の率を乗じて得た額とします。

■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

●運用管理費用(信託報酬)：信託財産の純資産総額に年0.990％(税抜0.90％)を乗じて得た額とします。
●その他費用：ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷および交付または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等（その他費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。）

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

委託会社、その他関係法人

●委託会社：カレラアセットマネジメント株式会社
当ファンドの委託会社として、受益権の募集、受益権の発行、信託財産の運用指図、投資信託説明書(交付目論見書)・運用報告書の作成等を行います。

●受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

●販売会社：安藤証券株式会社
当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

投資信託に関する留意点

◆当資料は、カレラアセットマネジメント株式会社が作成した資料です。
◆投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
◆当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
◆当資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
◆投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
◆投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
◆投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
◆登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
◆ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。